

重要事項説明書（介護予防訪問看護）

当事業所は、契約者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上のご注意いただきたい事項を次の通り説明します。

1 事業の概要

事業者名 公益財団法人横須賀市健康福祉財団
事業所名 よこすか訪問看護ステーション
所在地 〒238-0014 横須賀市三春町2丁目12番地
介護保険事業所番号 1461990001
管理者 富樫倫子
連絡先 046-824-3065
サービス提供地域 横須賀市内
併設サービス（居宅サービス） 居宅介護支援 訪問看護 訪問介護
（介護予防サービス） 第1号訪問事業

2 事業の目的

当事業所は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、病気やけがにより在宅療養を必要とする方に対して、住み慣れた家庭・地域で、安心して療養生活が送れるよう、適正な看護サービスを提供することを目的とします。

3 運営方針

- （1）かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。
- （2）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの適切な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- （3）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知し、また職員に対し研修を定期的に実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者をおくなど必要な措置を講じています。
- （4）事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、また職員に対し研修及び訓練を定期的に実施するなど必要な措置を講じています。
- （5）事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じています。
- （6）事業者は、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む）及びマニュアルを併せて整備し、また研修を実施するなど必要な措置を講じています。

4 事業所の職員体制等

令和7年4月1日現在

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管理者	訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤11名、非常勤1名
事務員	訪問看護に係る事務	常勤1名、非常勤1名

5 営業日・時間

営業日：月曜日～金曜日（休日は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日）

営業時間：8時30分～17時00分

その他：急な病状変化等にも対応できるよう「24時間常時対応できる体制」をとっています。必要に応じて訪問対応します。（契約が必要です）

6 サービス内容

家庭において継続して療養が必要な方の療養生活を支援し、心身の機能回復を図るとともに、生活の質の確保に資するよう訪問看護計画に基づき看護を提供します。

7 キャンセル

- （1）利用者がサービスの利用の中止をする際には、前日の17時までにご連絡ください。サービス提供当日のキャンセルは原則として有料となります。

連絡先（電話）046-824-3065

- （2）キャンセル料について

ア 前日17時までキャンセルのご連絡があった場合、キャンセル料はいただきません。

イ 当日9時までキャンセルのご連絡があった場合 1,000円

ウ キャンセルのご連絡がなく看護師が訪問した場合 2,000円

（当日キャンセルのご連絡が訪問時間の直前で、看護師に連絡がつかない場合も含みます。）

エ イ、ウ項目について正当な理由がある場合、やむを得ない事由と認める場合はこの限りではありません。

オ キャンセル料は自動口座引落とし又は現金徴収となります。

8 相談窓口・苦情対応

- （1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○ 公益財団法人横須賀市健康福祉財団（よこすか訪問看護ステーション）

・ 電話番号 046-824-3065

・ FAX番号 046-824-3280

・ 対応時間 平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（年末年始を除く）

・ 担当者 第1係長 星真由美 第2係長 青山久美

- （2）公的機関である、次の機関に苦情申出等ができます。

○ 市介護保険相談窓口 横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

・ 電話番号 046-822-8253

・ FAX番号 046-827-8845

・ 対応時間 平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

○ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

・ 電話番号 045-329-3447

・ 対応時間 平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

9 緊急時等における対応

- （1）利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。

- （2）緊急時の連絡体制の確保及び必要な措置を講じます。

・ 連絡先電話番号 046-824-3065

- ・受付時間 8 時 30 分～17 時 00 分
- ・対応可能時間 8 時 30 分～17 時 00 分（時間外については要相談となります）

10 事故発生時の対応

- （１）事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- （２）サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。

11 非常災害時

非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損^きなどにより、利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供が不可能になる場合があります。

- （１）自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等）
- （２）交通災害（道路の破損・工事等）

12 個人情報・秘密保持

- （１）事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報、秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

また、秘密保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

- （２）個人情報の提供は利用者のための訪問看護計画書に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、利用者にサービスを提供している他事業者との連絡調整等において必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることがないように、細心の注意を払います。

なお、使用する事業者の範囲は、利用者にサービスを提供している事業者とします。

13 禁止行為

- （１）利用者又はその家族などによる次の行為を禁止します。
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力
（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント
（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- （２）上記の行為が認められた場合は、契約書第 8 条 1 に定める不信行為に当たるものとして、契約を解約することがあります。

14 その他

- （１）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご承知ください。
 - ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話、診療の補助を行うこととされています。
 - ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。
- （２）事業者は、看護師等の資質向上のために研修の機会を設け、業務体制を整備しています。

- (3) 事業所の設備及び備品等についての衛生的な管理に努め、職員の健康管理等にも必要な措置を講じています。
- (4) 事業所は、学校・研修機関より、看護学生や看護師・介護職員等の臨地実習の依頼を受けています。看護教育の必要性をご理解いただき、同行訪問実習生受け入れへのご協力をお願いします。なお、個人情報・秘密保持の取り扱いについては、上記12の事項に準じます。

15 利用者負担金

【 介護予防訪問看護 料金表 】					令和6年6月1日改定		
介護保険		契約 同意欄	サービス内容略称	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪 問 看 護 費	20分未満		予防訪問看護Ⅰ 1	303	329円	657円	986円
	30分未満		予防訪問看護Ⅰ 2	451	489円	978円	1,467円
	30分以上60分未満		予防訪問看護Ⅰ 3	794	861円	1,722円	2,582円
	60分以上90分未満		予防訪問看護Ⅰ 4	1,090	1,182円	2,363円	3,545円
※早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～翌午前6時)は50%増。 但し、緊急訪問の場合は1月以内の2回目以降加算される。							
加 算 （ 状 態 に よ り 上 記 の 基 本 部 分 に 右 記 の 料 金 が 加 算 さ れ ま す）	緊急時介護予防 訪問看護加算（Ⅰ）		利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの 看護に関する相談に常時対応できる体制にあって、かつ、 計画的でない緊急訪問を必要に応じて行う場合（1 月につき）	600	651円	1,301円	1,952円
	特別管理加算（Ⅰ）		特別な管理を必要とする利用者に対し、 サービスの実施に関する計画的な管理 を行った場合（1月につき）	500	542円	1,084円	1,626円
	特別管理加算（Ⅱ）			250	271円	542円	813円
	長時間訪問看護加算 （特別管理加算の対象者に限る）		特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問看護を行った場 合（1回につき）	300	326円	651円	976円
	複数名訪問加算（Ⅰ） （30分未満）		同時に複数の看護師が一人の利用者に 対して30分未満の訪問看護を行った場 合（1回につき）	254	276円	551円	826円
	〃 （30分以上）		〃 30分以上の場合（1回につき）	402	436円	872円	1,308円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		当該加算の体制、人材要件を満たす場 合（1回につき）	6	7円	13円	20円
	初回加算（Ⅰ）		新規の利用者へ訪問看護計画を作成し サービス提供した場合（退院当日）	350	380円	759円	1,139円
	初回加算（Ⅱ）		新規の利用者へ訪問看護計画を作成し サービス提供した場合（退院日の翌日以 降）	300	326円	651円	976円
退院時共同指導加算		退院又は、退所につき1回（特別な管理 を要する者の場合2回）に限り	600	651円	1,301円	1,952円	
					地域別の1単位の単価 横須賀市（4級地）：10.84円		
計画に位置付けのない突発的な サービス提供			終日30分毎				2,000円
キャンセル料			当日9時まで				1,000円
		連絡なく看護師が訪問した場合				2,000円	
エンゼルケア料金（死後の処置料金）			15,000円				
* エンゼルケア料金には、処置にかかる材料費、交通費を含みます							